

ドイツの森林組合と林業連合の木材販売をめぐる動向

○堀靖人(森林総研)・岡田美香(林業経済研)

はじめに

ヨーロッパでは冷戦の終結後の 1990 年代以降、グローバル化の進展の下で製材業の生産集中、寡占化が進んだ。ドイツもその例外ではなく、製材業は規模拡大し、個々の工場がより多く木材を需要したのに対して、林業側は少量で分散的な木材供給を行わざるをえなかった。こうした需要と供給のギャップを埋める方法として、木材販売の大口化と販売窓口の一本化が進められた。具体的には森林組合などを組合員とした林業連合を設立して、販売窓口を一本化し、より多量のまとまった木材を販売するための組織化が行われた。1990 年代以降、こうした木材供給側の組織化が見られ、2000 年代に入ると複数の林業連合の設立を見た。林業連合の数が増える中で、それぞれの林業連合間の関係性が生じてくると考えられる。本報告では、新たな動きとして林業連合間の関係性について明らかにする。

調査方法

本報告では、ドイツ南部のバーデン・ヴュルテンベルク州の 4 つの林業連合を取り上げた。FVOBeG、WSOeG、FVSeG、in.Silva (所在地は図を参照) である。これらの林業連合の事務所でそれぞれの担当者(理事および参事)から林業連合の関係性について聞き取り調査を行なった。なお、FVOBeG は 2019 年 11 月に、WSOeG、FVSeG、in.Silva は 2022 年 10 月に聞き取り調査を実施した。

結果と考察

林業連合は森林組合や大規模私有林、市町村有林を組合員とする連合会組織である。ドイツの製材業の個々の工場の木材需要量に単位森林組合では対応できなくなり、より大口化できるように連合会として対処したと考えられる。これによって、需要側はたくさんの小規模な供給者から木材を集める手間が省けるとともに、供給側にとっては買い手側(需要側)に対する価格交渉力の強化につながった。需要側にも供給側にもメリットがあったといえる。また、急速に進んだ製材業の寡占化への最も現実的な解決方法であったと考えられる。聞き取り調査の結果、オーデンバルト地域の FVOBeG とアルゴイ地域の in.Silva は協力関係にあり、例えば、両林業連合が管轄するそれぞれの地域に工場を持つ大規模製材業に対して木材を販売する際に、より有利な取引ができるよう協調していることがわかった。一方、WSOeG と FVSeG は同じシュバルツバルト地域を管轄しており、管轄地域や取引工場に重複が見られた。そのため、棲み分けがされているものの競合関係にあると考えられ、聞き取り調査の結果もそれを否定するものではなかった。

本研究は科研費(15K07501 および 19KK0027)の助成を受けたものである。



図 FVOBeG、WSOeG、FVSeG、in.Silva の所在地

(連絡先:堀靖人 horijas@affrc.go.jp)

市町村における林道の維持管理実態を踏まえた 路網情報整備のあり方の検討

○笹田 敬太郎・鹿又 秀聡・都築 伸行（森林総研）

はじめに

森林整備の基幹道、山村住民の生活道、災害時の迂回路といった機能を期待される民有林林道の約9割（79,537km（2017））は、市町村が「林道台帳」や「林道管理規程」をもとに維持管理を行うこととなっている。しかし、その管理実態は総務省行政評価局（2020）による調査を除けば十分に明らかとなっていない。近年、市町村林政の役割が高まり、インフラの維持管理の重要性が指摘される中で、林道の各機能を適切に発揮するためには、市町村における林道の維持管理体制の現状を把握するとともに、路網情報の整備や共有方法について検討する必要がある。

調査方法

文献やインターネットによって資料収集を行うとともに、林道の維持管理や路網情報整備の現状と今後のあり方に関して、市町村や都道府県の林道担当者、測量会社の担当者へヒアリング調査および意見収集を行った。また、全国の市町村林務担当者に対し実施したアンケート（以下、市町村アンケートと記載。1,612市町村に対し856市町村が回答。回答率53.1%）の結果のうち、担当業務、業務量、林道延長、森林環境譲与税の用途などについての設問について分析した。

結果と考察

林道関連業務の所管は林務部局と建設部局など市町村によって異なるものの、林務が担当している場合は0.44人工で平均約75kmの林道を所管していることが市町村アンケート結果から明らかとなった。ヒアリングを行った市町村のうち全路線を定期的に見回っている団体は少数であり、住民や事業者からの問い合わせや連絡に応じて補修や落石除去などの対応を実施している場合が多かった。また、林道台帳に記載された図面の作製年時が古く、定期的な見回りも難しいため、林道の起終点の位置や通行可能状況の確認も難しい状況にあり、林道台帳と現況のズレやデータの不揃いが生じているなどの課題が明らかとなった。一方で、近年、森林環境譲与税などを活用し路網情報や路線図データを改めて整備した団体や、管内の土木建設業者を担当エリアに割り振り市販アプリを活用し双方向の連絡体制を構築する団体などの動きもみられた。

路網情報の整備や共有に関して、関係者へ意見収集を行った結果、林道台帳に記載する情報には過不足があるため必要な項目の再検討が必要であり、位置情報の確定、通行可能状況の共有が重要である点が指摘された。今後は、森林路網情報に関わる共通項目を共有しクラウド・GISと連動することで、森林資源や地質・被災箇所と併せた分析によって管理優先度の可視化やゾーニングが可能になるとともに、住民や事業者と双方向で情報共有を行う体制を構築することで、適切な資源管理とデータの高度化、関係者の業務の省力化を図ることが期待される。

引用文献

総務省行政評価局『農道・林道の維持管理に関する行政評価・監視結果報告書』2020年
（連絡先：笹田 敬太郎 sasada0606@ffpri.affrc.go.jp）

学校林保有校の管理・利用状況の変化

○奥山洋一郎、枚田邦宏、廣末侑己（鹿大・農）

背景・目的

学校教育における森林教育を考えたときに、学校林の存在は最も身近で有力なものである。学校林に関しては、個別の事例研究のほかに国土緑化推進機構による学校林現況調査がある。5年に一度日本全国の小・中学校、高校に学校林についての調査表（学校林の面積や立地、利用の有無、利用内容、利用する上での問題点、外部の支援の有無などを回答するもの）を送付し取りまとめたものである。本研究では、学校林利用における近年の個別の動向を分析し、学校林を取り巻く環境を明らかにする。

方法

2001年、2006年、2011年、2016年の計4回分の学校林現況調査の個票データを接続する作業を行う。具体的には2001年度に存在していた学校林が2006年以降の調査時にも存続しているのか、学校名や所在地等の情報から各年のデータに接続する。対象の学校林数は、2001年に4479箇所、2006年に4059箇所、2011年に3440箇所、2016年に3290箇所であった。

結果

2001年から2016年まで継続して所有されていた学校林数は2073箇所であった。表-1は2001年と2016年の利用状況の変化と学校林の特徴を示している。2001年から2016年にかけて継続して利用されている学校林(A)はもともと教科教育のために設置され、学校との距離が近く多様な樹種であった。教育利用しやすい条件が整っているといえるが、安全管理の問題点があることが分かった。逆に近年利用されなくなった学校林(B)はもともと基本財産の目的で遠隔地に設置され、樹種がスギに偏っているなど教育利用をしにくい条件の学校林が多かった。2001年には利用されておらず2016年時点で利用されるようになった学校林(C)は、(B)の学校林に似た特徴を持っていた。

考察

都市部では、学校林の利用や利用支援を受ける動きがあることが分かった。その反面、農山村において学校林を新たに利用する動きが都市部ほどは見られなかった。都市部と農山村は利用のしやすさや地域社会などの環境が大きく異なっているケースが多いが、都市部の利用支援の拡大を農山村にも波及させることが望ましい。地域の林業団体やNPO法人等のネットワークを活用し、それぞれの地域に適した支援団体と学校林をつなげることが有効な策となると考える。

表-1 利用状況と学校林の特徴

	2001→2016	学校との距離	樹種	設置時の目的	問題点	外部の利用支援
A	利用あり→利用あり	近	広葉樹など多様	教科教育	安全管理	多
B	利用あり→利用なし	遠	スギ、竹	基本財産、環境教育	知識、設備	—
C	利用なし→利用あり	遠	スギ、ヒノキ	基本財産	—	少

筆者作成

(連絡先：奥山洋一郎 okuyama416@sa2.so-net.ne.jp)

企業による森林づくり —脱炭素経営に向けた取組と森林の吸収量への関心—

○藤原敬（林業経済研究所）

はじめに

林野庁が当研究所への委託により 2016 年に開発した「企業による森林づくり・木材利用の二酸化炭素吸収・固定量の「見える化」ガイドライン」がネット上に公表されているが、吸収・固定量算出ファイルの利用状況が注目されている。一般企業の環境パフォーマンスデータ開示の動向と関連したものと思われるので、その関係を明らかにする。

調査方法

森林の吸収量・建築物の木材利用の 2 種類の算出ファイルダウンロード情報を確認する。他方で、当該時期に 2050 年にむけた温室効果ガスネットゼロ宣言(2050CN)と関連措置、及び非財務データの開示拡大に関する情報を整理する。その上で、問い合わせのある関係者の業態を確認し、聞き取りを行い具体的な流れを明らかにする。

結果と考察

ダウンロード数が拡大している。業種区分では経営コンサルタント業（産業分類中分類 72）、技術サービス業（同 74）などが多い。近年のダウンロード数の増加の要因は、20 年 6 月の 2050 年への CN 宣言と、同年の 3 月期から適用された「企業内容等の開示に関する内閣府

	計算シートの動向	CN施策の動向	企業の内容の開示動向
2016年	2月 ネット上に掲載		
2017年			
2018年			6月 金融審査会「ディスクロージャーWG報告—資本市場における好環境の実現に向けて
2019年			1月 企業内容等の開示に関する内閣府令改正
2020年	拡大始まる	10月 菅総理所信表明演説「2050年までにCN」 12月 2050年CNに伴うグリーン成長戦略(経産省)	
2021年	急増 12月 林野庁プレスリリース	5月 地球温暖化対策推進法改正（自治体と企業の取組への応援体制）	11月 「非財務情報の開示指針研究会」中間報告(経産省)
2022年	1月		10月 金融庁「インパクト投資等に関する検討会」の設置

令」改正(1)の二つを背景として増加しているタイミングで、林野庁が行った告知(2)が急増のインパクトとなったものと想定される。今後具体的な開示データ収集作業を行うなど、一般企業のサプライチェーンを含めた森林吸収量や木材利用の関心の拡大、森林投資の可能性のポテンシャルを明らかにする必要があるだろう。

引用文献

- (1) 板津直孝(2019)「非財務情報開示の現状の課題と内閣府令の改正」
- (2) 林野庁(2021)「森林による二酸化炭素吸収量の算定方法について」Pリリース 12/27

(連絡先：藤原敬 fujiwara.takashi1@gmail.com)

自伐林業者と森林組合の関係性に関する研究 —全国アンケート調査から—

○高橋 卓也（滋賀県立大・環境研究院）・井上 公介（元・滋賀県立大・環境）

はじめに

2000年代以降、自伐型林業が森林組合による森林経営に対する代替的なアプローチとして注目を集めている。しかし、自伐型林業者と森林組合の関係性についての研究は見当たらない。本研究では自伐型林業者と森林組合の関係性の現状と課題を明らかにする。

調査方法

(1) ヒアリング調査：2021年3月から11月にかけて、3件の自伐型林業者と5件の森林組合を対象とする調査を実施した。

(2) 森林組合アンケート：2021年8月に調査票を全国の森林組合612件に郵送し、260件の解答(回答率42.5%)があった。

(3) 自伐型林業者アンケート：2021年11月にFacebook上で依頼を行い、18件の回答があった。

結果と考察

管内に自伐型林業者がいる組合は257組合のなかで約半数であり、その人数としては1~4名が約半数であった(表1, 2)。組合員・非組合員に対するサポートについて地域的にみると、北海道・東北・九州において森林組合の非組合員へのサポートが盛んなことが分かった。管内の自伐型林業者の有無は組合員・非組合員へのサポートとあり方と関係があった。自伐型林業者がいる場合、特に「管内の情報共有」と「林業機械の仕入販売」について組合員・非組合員双方に対し積極的であった。

自伐型林業者と森林組合双方の森林組合によるサポート内容についての意向を比較した(表3)。

「施業地の紹介」と「高額林業機械共同購入」を除いて半数以上の森林組合が非組合員の自伐型林業者にサポートを行いうる状況であった。施業地の紹介は67%の自伐型林業者が行ってほしいと回答しているのに対して、積極的な森林組合の割合はほかの項目と比べて低くなっており、違いが見られる。

自伐型林業者と森林組合の協力の可能性を探るため、協力への双方の意向をたずねたところ小規模林地施業以外につき水準の差異が見られた(表4)。

(連絡先：高橋 卓也 tak@ses.usp.ac.jp)

表1 管内における自伐型林業者

選択肢	件数	比率
いる	120	47%
いない	93	36%
わからない	44	17%
計	257	100%

表2 自伐型林業者の人数

選択肢	件数	比率
1~4	58	52%
5~9	28	25%
10~19	17	15%
20~	9	8%
計	112	100%

表3 サポート内容意向の比較

サポート内容	自伐型林業者からの希望		(森林組合が)	
	組合員に積極的	非組合員に積極的	組合員に積極的	非組合員に積極的
施業地の紹介	67%①	58%⑨	42%⑨	
管内の情報共有	50%②	69%⑧	51%⑧	
施業の委託	39%③	71%⑦	59%④	
森林経営計画作成	39%④	76%③	54%⑦	
補助金の代理申請	39%⑤	84%①	60%③	
林業機械の仕入販売	33%⑥	80%②	72%①	
木材の売買	33%⑦	74%④	61%②	
木材販売先の斡旋	28%⑧	73%⑥	56%⑥	
技術指導	17%⑨	74%⑤	57%⑤	
高額林業機械共同購入	11%⑩	10%⑩	10%⑩	

※ ○内の数字は各列での順位

表4 自伐型林業者と森林組合の協力への意向

協力内容	自伐型林業者	森林組合
合意形成	56%	16%
作業道の敷設	50%	11%
木材販売	44%	10%
小規模林地施業	39%	39%

中山間地域における所有山林の管理と継承意向に関する一考察

○多田忠義(農中総研)

はじめに

本報告の目的は、中山間地域における所有山林の管理や継承に関する課題を整理することである。具体的には、まず、統計分析を通じて、高齢者が過半を占める山林所有の地域差を把握する。それをふまえつつ、山林所有者に対するアンケート調査を実施して、さらに、NPO法人など森林組合だけにとどまらない山林管理の実践活動にも目を配りながら、統計では明らかにしにくい山林管理の実態を分析し、その課題を検討する。

調査方法

山林所有者の外形的な情報は、総務省「国勢調査」、農林水産省「農林業センサス」、国土交通省「土地基本調査総合報告書」、同「住宅・土地統計調査」などを参照し、山林規模別、所有世帯の年齢階層別、地域別の観点で特徴を把握する。

また、山林の所有実態は、協力の得られた中山間地で事業を展開する森林組合の全組合員（法人、地縁団体、寺社、地方公共団体等は除く）を対象に質問紙を送付し、無記名で回収するアンケート調査を2022年1月に実施した。さらに、当該森林組合およびその事業区域の一部で山林管理を請け負うNPO法人、および協力の得られたアンケート回答者に対して、アンケート調査の対象地域における山林管理の現状等のヒアリング調査を2022年1月、同8～9月に実施した。なお、山林のことを「林地」と称する統計も存在するが、本報告では山林で統一する。

結果と考察

土地基本調査総合報告書によれば、2018年調査時点で2百万世帯、6万法人ほどが山林を所有する一方で、2020年農林業センサスによれば、1ha以上山林を所有する世帯は69万世帯である。これら2つの統計で100万世帯を超える乖離が生じ、その多くは、1ha未満の山林所有者である。また、山林所有世帯の家計を主に支える者のうち61%が65歳以上であるものの、西日本ほど割合が高く、東日本ほど低い傾向がある。また、現住居以外の宅地等の所有件数（その他（原野など））の7割が相続・贈与によるもので、山林の多くが、同様の取得であると推定された。

アンケート調査（有効回答数1,403件、回収率55.6%）では、回答者の平均年齢や在村者比率、直近5年の施業履歴にあまり差は見られなかった。有効回答数の4分の1は、所有山林面積を回答できず、また、有効回答数の1割を占める1ha未満の山林所有世帯は、1ha以上の山林所有世帯よりも所有山林への訪問頻度が低い、といった実態が明らかになった。なお、山林管理の依頼先は森林組合が多いほか、所有山林の継承者が不在との回答も多い。

NPO法人によれば、山林の寄付や売却を希望する山林所有世帯は一定数存在する。回答者へのヒアリング調査では、山林の管理や継承を考える契機が乏しい一方で、所有山林を適切に管理できる先に寄付ないし売却したい意思が確認できた。以上から、所有山林の現状把握に乏しい世帯や山林の継承者が不在である世帯に対する山林の管理・継承方法の確立が喫緊の課題であるといえる。

(連絡先：多田 忠義 tada@nochuri.co.jp)

NPO が森林所有者と地域林業に果たす役割 —NPO 法人ふるさと創生を事例に—

○平山智貴（九大院生資環）・佐藤宣子（九大院農）

はじめに

2011 年の森林法の改正で開始された森林経営計画制度は森林所有者以外の施業受託者に計画策定を進め、施業の推進を図ってきた。施業委託を受けた森林組合に関する事例研究は数多く行われているが、森林組合以外の民間事業体を対象とした研究は素材生産業者による事例（堀, 2008）など少ない。また、森林経営計画の策定率は 30%程度と低い。そこで本報告では、熊本県阿蘇地域を中心に活動し活動開始期から森林経営計画策定面積を拡大している NPO 法人ふるさと創生（以下、NPO 創生）を対象とし、NPO に施業委託を行う森林所有者の特徴や、様々な主体の中で NPO が地域林業に果たす役割を考察することを目的とする。

調査方法

本研究では、NPO 創生理事長、森林所有者、請負事業体への聞き取り調査、NPO 創生にこれまで施業委託を行った 682 名を対象としたアンケート調査を実施した。アンケート調査は 2021 年 11 月から 12 月の期間に郵送での回収を行い回収数は 294、回収率は 43.1%であった。調査項目として所有者の属性や所有森林の管理状況、NPO 創生へ施業委託した経緯や満足度について尋ね、所有者や経営状況についての特徴の把握を行った。なお、対象地域の阿蘇市郡には、2001 年に 7 組合が広域合併した阿蘇郡森林組合が存在する。

結果と考察

NPO 創生は元熊本県林務部 OB と地元で林業に携わってきた森林作業員を中心に 2008 年から活動開始し山間部の地域活性化に貢献することを目的としている。森林経営計画策定面積は 2008 年 4 月時点で 3 市町村 80ha から 2021 年 9 月時点で 8 市町村 2,125.3ha と大幅に拡大している。NPO 創生は森林経営計画を策定するうえで森林所有者に直接的な働きかけをしておらず、NPO 創生と所有者を繋ぐキーマン（中核となる所有者・請負事業体・地縁）の存在も明らかとなった。アンケート調査では、3ha 未満の小規模な所有が全体の約 4 割、60 代・70 代の年齢層が多く、NPO 創生に管理委託した経緯や理由では「他の所有者・請負事業体からの紹介」「相談のしやすさ・雰囲気の良い」が多くを占めていた。また森林組合の役員（理事・総代）経験がある所有者が約 2 割を占める一方で、森林組合員でない所有者が約 3 割いることも明らかとなった。森林組合員でない未組織の所有者を開拓している、森林組合による施業との比較によって NPO 創生への委託が行われている可能性など、発表でより詳細に考察する。

引用文献

- (1) 堀靖人「新たな森林施業計画制度と森林整備地域活動支援交付金制度に対する素材生産業者の対応 - 兵庫県旧山崎町の事例 - 」『林業経済研究』Vol. 54 No. 3, 2008 年, 45~52 頁
(連絡先：平山智貴 hirayama.tomoki.112@s.kyushu-u.ac.jp)

地方移住者が地域コミュニティに定着する過程に見る個人差と共通点 — 山梨県早川町の事例より —

○弓田耕大・下川知恵・石橋弘之・井上真（早大）

はじめに

地方移住者の人生上の経験・奮闘、その「語り」を記述した研究は少ない。本研究では「移住者の経験・奮闘から地域コミュニティ定着のために必要な要件を抽出する」ことを課題とした。移住者の「語り」に着目した谷川（2004）は「移住者の移住過程をライフヒストリーとして描き、さらに移住後のコミュニティとの関わり方についての「語り」を抽出し」⁽¹⁾ている。本研究は移住者の「語り」から分析を行うライフコース的分析手法を本研究で取り入れた。

調査方法

山梨県南巨摩郡早川町の移住者を対象に、非構造化インタビューを行い、ライフコースを調査した。調査は2021年8月と9月に計4日をかけて行った。調査対象者は、次の4名である。日本上流文化圏研究所（以下、上流研）の当時の職員であったA氏。上流研元職員であり、現在は民宿を営んでいるB氏。生態計画研究所早川事業所・早川町営「ヘルシー美里」職員であるC氏。上流研元職員であり、現在は食事処と民宿を営んでいるD氏。

調査結果

移住者の「語り」の中から、対象者の人生を変化させる重要なライフイベントを、「ターニングポイント」として抜き出した。まず、A氏の場合、移住前の「愛媛県在住時代に風力発電の風車建造計画発起」、移住後の「盆踊り復活までの奮闘」が抽出できた。次に、B氏は移住前の「学生時代に上流研の活動に参加したこと」、移住後の「上流研を辞職、民宿を構えたこと」が抽出できた。さらにC氏は移住前の「生態計画研究所への入社」、移住後の「早川町で獲れたシカにまつわるライフイベント」が抽出できた。最後にD氏は移住前の「大学時代に上流研の手伝いをしたこと」、移住後の「早川町での結婚」「上流研を辞職、民宿・食事処を構えたこと」が抽出できた。

考察・結論

これらの「ターニングポイント」の中から移住者が地域に定着する際に重要となった要件と、地域コミュニティへの定着に至るまでの三つの段階、就職・転職などを契機とする「地域との出会い」、地域での生活を営むための「生業の獲得」、コミュニティで信頼を得る「社会的信頼の獲得」を分析・抽出した。「地域との出会い」の段階では、「動機・目的の一致・不一致」「社会的役割移行」が大きな要件として抽出できた。「生業の定着」の段階では、「個人の能力」や「重要な他者との出会い」が大きな要件として抽出できた。「社会的信頼の獲得」の段階では「個人の能力」「家族」「活動・働きによる信頼の獲得」が大きな要件として抽出できた。

また、移住者の「語り」から抽出された定着要件は、それぞれのライフコース上の文脈に沿って発揮されるからこそ地域コミュニティへの定着に繋がる効果を持っていたと分析できた。

引用文献

- (1)谷川典大、2004、「大隈諸島への移住者とコミュニティーショート・ライフヒストリーと「語り」—」、『人文地理』、第56巻、第4号、393～409頁
(連絡先：弓田 耕大 yumitakoudai@toki.waseda.jp)

民有林育成林業の展開過程と女性のライフコース

○山本美穂(宇大農)・千野恵理子(関東森林管理局)・林 宇一(宇大農)

はじめに

数世代にわたり森林を持続的に管理してきた私有林所有者は、森林のほか農地、屋敷その他さまざまな資産を有し、それぞれの地域社会に少なからぬ影響を与えてきた。その依って立つ基盤は「家」であり、当主と配偶者が築く家庭を中心に継承され、その「家」を支える大前提は後継者を産み育てる女性の存在であった。結婚、出産、育児期を通して一日の多くの時間を家族と地縁・血縁のサポートに費やし、その人生を「家」と地域社会のなかに埋め込んで生きてきた女性の存在こそが、「家」を家たらしめ、農山村の社会関係をソフトに繋ぎ、次世代へと継承する重要な要素であったが、その挙動は、ある世代を境に大きく変化している。代々継がれてきた森林は、個人が継承するには重すぎる資産として認識されつつある。特に2010年代半ば以降、昭和一桁生まれが80歳を過ぎるころからの世代継承は大きく変化し、男子当主が独身のまま高齢化するケース、独身女子が継ぐケース、家屋敷や墓とともに森林を売却するケースなども散見される。

これらの趨勢をより大きな時間軸でとらえ、農山村社会の課題と展望に複眼的な視野で答えるために、本報告では、一女性とその周囲の社会関係―「コンボイ (convoy、本人の行動や態度や価値観を左右する意味ある社会関係をなす人々)」に注目し、特に戦後の民有林育成林業と女性のライフコースを明らかにする。

調査方法

家族社会学のライフコース論を援用し、特定の出来事を「何歳で」経験したか、何処にどのような立場でいたかという問いを繰り返して、コーホートを特定する。必要な素材として、全国的に育林がさかんになった江戸期文化・文政年間(1803-1830)から現代までの200年間について、各年生まれの「ライフコース・マトリクス」を作成する。森岡(1991)は、太平洋戦争の戦況悪化と徴兵年齢引き下げから死を覚悟せざるを得なかった「1920~1923年生まれコーホート」を「決死の世代」と特定したように、それぞれのライフコースに応じて、1年の違いが人生の展開を分けることを念頭に、歴史上の出来事と照合させつつ基礎となるデータセットを構築する。

具体的対象(在栃木県の林家当主母：1947年生とそのコンボイ集団)に直面調査を実施し情報を整理する。

結果と考察

- 1) 事例において、自家山林、農地での作業のほか実に多くの集落行事、共同作業に従事し、当主とその妻を中心とする数世代の直系家族によって担われていた最後の世代は、大正後期~昭和一桁世代である。
- 2) 同様に、その子供世代である団塊世代(1947-49生まれ)の多くは高学歴者で行動範囲が広く、林家を継承した一部女性は林研グループ婦人部(のちに女性部)の活動を積極的にリードした。
- 3) そのコンボイとして位置づけられる人々に、1986年施行の男女雇用機会均等法(通称)以降のいわゆる総合職の公務員林務職員としての女性達(1964年生まれ以降)、2010年代に全国的な活動の広がりを得た「林業女子会」創始者と各地の立ち上げメンバー(1987-90年代初頭生まれ)とが際立っており、それぞれのライフステージにおいて地域社会との関係が更新されつつ構築されている。

引用文献

- 1) 森岡清美(1993) 決死の世代と遺書―太平洋戦争末期の若者の生と死、吉川弘文館

(連絡先：山本美穂 mihoyama@cc.utsunomiya-u.ac.jp)

木材価格高騰時の素材生産事業体の経営対応 —岡山県を事例に—

○尾分 達也（兵庫県立大学・地域創造機構）

はじめに

近年の木材価格は、新型コロナ禍による下落とそれに続く高騰（通称ウッドショック）によって、不安定な変動が起きている。ウッドショックは、米国からの輸出量減少、首都圏の米材不足、南九州の需要増加が一連の要因とされている。そのため、木材価格の高騰は全国一律に起きたわけではないとされる（遠藤 2022）。しかしながら、南九州以外の地域の影響は調査されておらず、実態は明らかにされていない。また、木材価格暴落時における素材生産事業体の影響や対応に関しては、立木買いをする市場出荷者が特に影響が大きく、伐採以外の事業を行って赤字幅を低く抑えたという報告があるものの（尾分 2017）、短期的な木材価格高騰時における事業体の対応についての研究は見られない。本研究では、岡山県を対象にウッドショック時の木材価格の変化と、それに対する素材生産事業体の動向と対応を明らかにすることを目的とする。

調査方法

対象地域は、九州以外の地域として、ヒノキを主に生産している岡山県である。本研究では、①行政資料の整理、②岡山県森林組合連合会の共販所を対象としたインタビュー調査を実施した。①は、岡山県の特徴の整理と、木材統計による木材価格推移の把握を行った。②は、木材共販所の取引量と木材価格の把握、ウッドショック時の出荷者および買い方の動向を尋ねた。

結果と考察

岡山県は元々、南九州（宮崎県、大分県）に比べスギの価格が低くヒノキの価格が高い。宮崎県と大分県ではコロナ禍直後にスギの価格が急落し、その後急激に高騰したが、岡山県は大きな変化が見られなかった。一方、ヒノキは南九州と同様に高騰しており（図 1）、ヒノキに関しては岡山県も価格の影響があったことがわかった。

A 共販所では、10 日間隔である競り市において、急激にヒノキの価格が上昇したが、主に影響が柱材にとどまったことが明らかになった。価格変化が与えた素材生産者への影響の考察を行う。

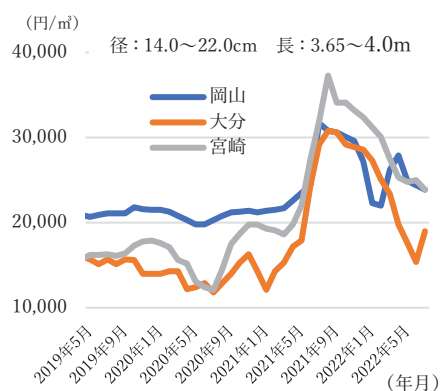


図1 ヒノキ中丸太の価格推移

注：木材価格統計調査より筆者作成

引用文献

- (1) 遠藤日雄「第3次ウッドショック」が浮き彫りにした日本の森林・林業・木材産業の課題『現代林業』Vol. 669, 2022年, 12~33頁
 - (2) 尾分達也「木材価格の暴落時における素材生産事業体の経営対応」『林業経済』Vol. 70(5), 2017年, 15~31頁
- (連絡先：尾分 達也 tatsuya_owake@hq.u-hyogo.ac.jp)

林業大学校における林業教育の現状と課題

○小菅良豪（にちなん中国山地林業アカデミー）

はじめに

近年全国で林業大学校が急増し、現在 20 校を超える学校が林業従事者の育成に取り組んでいる。林業大学校の多くは県立もしくは県からの委託事業で運営しているが、研修内容については、各校が地域のニーズに合わせて行っており、各校が多様な内容で各々研修を行っている。

そこで林業大学校の研修内容を網羅的に把握し、研修内容の現状を明らかにすることで、林業大学校における標準的な林業従事者向けの教育・研修の課題について考察する。また持続的に林業教育を行うために、林業大学校の運営課題についても調査を行った。また本発表では、林業従事者の養成を目的とした林業教育に対して調査しているため、明確に林業従事者の育成を主目的にしている 1 年制林業大学校を調査対象にしている。

調査方法

調査方法は、林業大学校の運営担当者への聞き取り調査、令和 3 年度のシラバス、『森林技術』等に掲載された学校紹介の記事を基に行った。

結果と考察

林業大学校の研修内容の基準は、林野庁の「緑の青年就業準備給付金事業実施要領」に基づきシラバスが作成されている。上記要領では、給付金額が年間最大 155 万円と年間最大 125 万円に分かれている。155 万円の給付条件には、コンテナ苗や UAV 利用による森林情報の研修などが明記されている。この給付条件の通知が 12 月以降で、在学生の進路設定や次年度入試など林業大学校にとっての繁忙期に通知され、シラバスの修正など大きな負担にもなっている。

次に林業大学校の教員の多くは、教育の専門家ではなく林業部門を幅広く扱う都道府県林業職やその OB が多く、直接林業に関係のないコミュニケーションの取り方などは外部講師に頼る部分も多い。コミュニケーション技術や、林業の基礎や必要な知識・技術などは、多くで共有化できる。共有化を進めることで林業大学校教員の負担軽減と林業教育の質の向上を図り、より充実した林業教育が実施できると思われる。また高校新卒者への生活指導・社会人教育に関しても、各校が頭を悩ませている。対策として、コミュニケーションの専門家を招いての授業の実施や、健全な生活習慣を身に着けるために「栄養バランスの良いお弁当の作り方」など、ユニークな取り組みをしている学校もあった。

最後に、林業大学校の運営に関しては、適正な予算が付されていない林業大学校もあり、現場の担当者の負担は大きい。学生が増えると実習の危険性が高まり、実習の質が下がるため、積極的な広報活動をあえてしないというほど、疲弊している林業大学校もあった。林業大学校は、人材育成という林業界の最重要課題に対処する重要な機関であり多くの人材を輩出し続けているが、運営側（設置者：道府県）の認識が低いところもあることが分かった。

（連絡先：小菅良豪 genfukei@gmail.com）

持続可能な森林管理における林業労働者へ求められる像と実態 ——静岡県と山梨県の認証林を例に——

○滝沢 裕子・伊藤 幸男（岩手大・農）

背景と目的

持続可能な森林管理において、林業労働者の確保は重要な課題である。そこでは、林業労働者の技能と労働安全が担保されなければならない。既にヨーロッパの多くの国ではチェーンソー操作における技能と労働安全の担保として、チェーンソー技能認定制度（European Chainsaw Certificate、以下、ECC）が採用され、ドイツを含む一部の国では森林認証制度にECCが組み込まれている。日本においても厚生労働省の技能検定制度へ林業を追加する検討が開始されており、林業労働者の地位向上に対する取り組みが一層強化されるであろう。そのため、日本においても、持続可能な森林管理と林業労働を関連付けた研究が必要である。本研究では、持続可能な森林管理を行っている例として、森林認証を利用している森林所有者に着目する。そこで森林所有者が求める林業労働者像とその実態を把握し、森林認証が林業労働者の技能と労働安全の担保へ果たす役割を明らかにすることを目的とする。

方法

本研究では、山梨県と静岡県を対象地とする。山梨県は高い割合で県内の森林面積を占める県有林が認証を取得しており、静岡県はグループ認証を取得するための協議会があることで民有林に加えて国有林が認証林に含まれていることが特徴である。これらの公的森林で事業を請負う事業者では、技能と労働安全に関してどのような影響があったのかを通し、事業者が林業労働者へ求める像とその実態を明らかにする。調査は聞き取りによって行った。

山梨県の結果

山梨県は事業の仕様書にFSCの規格を盛り込んでいることが特徴的である。仕様書における労働安全の項目は、事業請負者は『安全装備の装着基準』を遵守することを必須としていた。これは、FSC原則2の労働者の権利に基づいて、平成25年に導入が果たされたものであり、保護すべき部位の安全装備、作業種別の安全装備、事業実施の際の記録が具体的な内容とされている。そのため、県有林約15万8,000haの内、認証を取得した約14万3,000haの森林において、当基準が請負事業者の一定水準の労働安全を保障していることが明らかになった。当基準は、請負事業者へ、安全装備の徹底と労働安全の明文化を実施的に求めた。請負事業者は、県事業の検査の基準を満たすために、作業や労働安全に関する文章および画像といった記録を証拠として作成する必要が生まれ、毎年記録の蓄積が行われるようになった。それは、事業の完遂や確保のためだけでなく、事業者そのものの労働および雇用環境、労働安全の改善へ活用されていた。明文化は、事業者内における事故の情報共有を容易にし、経年での改善を図る足掛けとなっていた。それらは、安全や技能などに関する教育の継続性を事業者および作業員に強く意識させていた。

（連絡先：滝沢 裕子 takisawa@iwate-u.ac.jp）

林業における労災保険特別加入制度と一人親方団体を取り巻く状況

○川崎章恵（愛大院農）

はじめに

労災保険第二種特別加入制度は、一人親方等の個人事業主の労災保険への任意加入を可能にする制度で、林業には1976年に適用された。それ以降、鈴木（1985）や林材業労働災害防止協会高知県支部（1986）によって同制度による労災保険加入状況が部分的に把握されている。また、報告者は2010年森林学会九州支部会にて「林業における労災保険第二種特別加入の全国的動向」として、林業としての労災保険第二種特別加入制度への加入者数、一人親方団体事務局の組織形態の実態を報告した。近年、個人事業主、いわゆる一人親方を対象とした労災保険第二種特別加入制度は、対象業種を拡大、そして加入の窓口となる一人親方団体へ遠隔地からの加入を広く可能とする制度変更が行われた。

そこで、本報告では、労災保険第二種特別加入制度の制度変更等を俯瞰した上で、林業における加入者の全国的動向、一人親方団体の状況を把握することを目的とする。

研究の方法と目的

本報告では、厚生労働省等の一般公表資料、情報公開請求により開示した資料、そして2022年11月に実施した福岡県および愛媛県の一人親方団体の運営状況等について対面調査の結果をもとに議論する。

（連絡先：川崎章恵 kawasaki.akie.vh@ehime-u.ac.jp）